

観光産業共通プラットフォーム 業務マニュアル（運用ルール）

種類	基準情報	発報基準	発報タイミング	宿泊施設回答期限
地震	気象庁 地震情報	震度5強以上	地震発生時刻から30分以内	可能な限り速やかに
津波	気象庁 津波警報・注意報	大津波警報・津波警報	警報解除から1時間後	可能な限り速やかに
台風 大雨 雪害	気象庁 土砂災害警戒情報	警戒レベル5：大雨特別警報 警戒レベル4：特別警報（大雨以外） 高潮警報 土砂災害警戒情報	警報発令時（※注1）	警報解除後、可能な限り速やかに
火山	気象庁 噴火警報	レベル5：避難 レベル4：高齢者等避難	警報解除から1時間後	可能な限り速やかに

- ・ 発報対象地域は発報基準となる災害発生の市区町村とします。
- ・ 発報基準に満たない災害の場合でも、事務局判断により発報を行う場合があります。
- ・ 回答がしばらくない宿泊施設には事務局からメール、電話で確認を行う場合があります。
- ・ 「営業停止」となっていた宿泊施設が復旧した場合は、宿泊施設にて回答を修正後、「営業情報通達機能」にて営業再開を通知してください。

※注1

「台風・大雨・雪害」 深夜早朝（21時～07時）の発報について

- 上記時間帯に対象となる警報が気象庁から新たに発令されたが、翌朝までに解除になった場合
→基本的に発報は行いません。
- 上記時間帯に対象となる警報が気象庁から新たに発令され、翌朝以降も当該警報が解除されずに継続している場合
→09時を目途に被害状況の登録をお願いするメールを発報します。

2023年7月20日策定
2023年8月22日改定